

長浜市告示第228号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

指定納付受託者の名称及び事務所 の所在地	P a y P a y株式会社 代表取締役 中山 一郎 東京都千代田区紀尾井町1番3号
指定をした日	令和8年4月1日
指定納付受託者に指定した期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
指定納付受託者に納付させること ができる歳入の種類	P a y P a y株式会社が提供するバーコード決済 サービスを利用して納付する浅井歴史民俗資料館 入館料、高月観音の里歴史民俗資料館入館料、湖 北野鳥センター入館料及び物品売払代金、市民課 関係手数料、税務課関係手数料、環境保全課関係 手数料及び物品売払代金並びにくらし窓口課関係 手数料